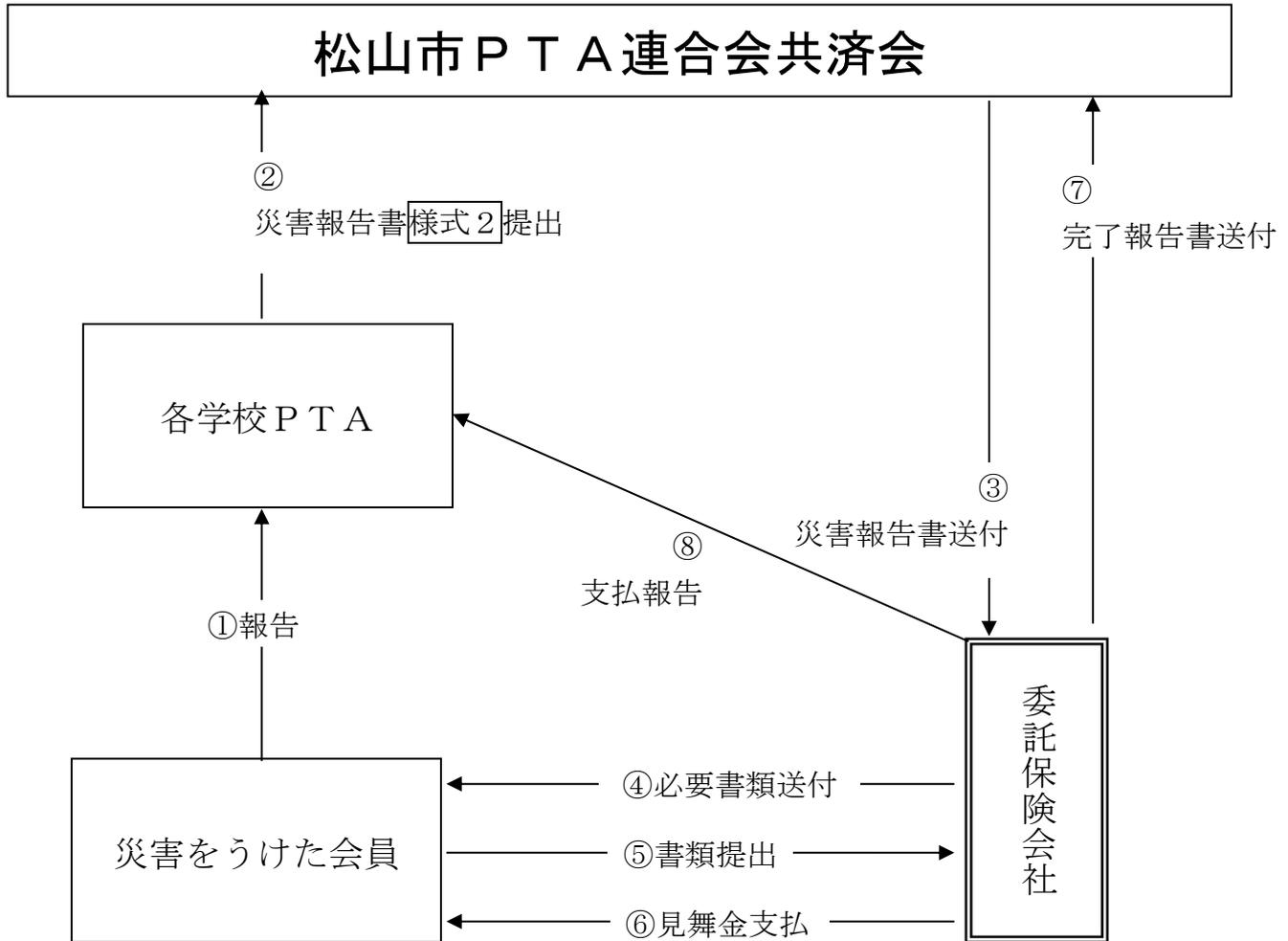


松山市PTA共済会 見舞金請求の流れ



PTA活動中に傷害事故が発生したら

- ① 直ちに各学校PTA会長に連絡し、PTA共済会への手続きについて相談してください。
- ② 30日以内に「災害報告書」様式2と、災害発生時の行事計画書、または案内状(学校名・PTA会長名等を記載)を提出してください。
- ③ PTA共済会は、書類を委託保険会社に送付します。
- ④ 委託保険会社が、会員に必要な書類を送付します。
- ⑤ 完治後、保険会社へ必要書類を送付してください。
- ⑥ 見舞金は、委託保険会社から送金します。
- ⑦ 委託保険会社から、PTA共済会に完了報告書を送付します。
- ⑧ 委託保険会社から、各学校PTAへ見舞金の支払報告書を送付します。